

主  
な  
内  
容

- 豚熱予防的ワクチン接種について … 1-3
- 家畜の暑さ対策をしましょう …… 4
- 牛伝染性リンパ腫対策に取り組む農場の声 …… 5
- 死亡牛は速やかに保冷保管施設へ …… 6
- 堆肥舎等への防鳥ネットの設置は進んでいますか？ …… 7
- 畜産補助事業に飼養衛生管理に係るクロス・コンプライアンスが導入されます… 8

## 豚熱予防的ワクチン接種について

中家畜担当

豚熱ウイルスに感染した野生いのししの拡がりを踏まえ、6月15日、岩手県が豚熱ワクチン接種推奨地域に指定され、7月5日から家畜伝染病予防法第6条による県内の豚へのワクチン接種を開始しています。

### 1. 初回接種の実績

8月5日現在、57戸中53戸 180,953頭の初回接種が終了（約91%）しました。

表：市町別接種状況

	接種農場		未接種農場	
	戸数(戸)	頭数(頭)	戸数(戸)	頭数(頭)
大船渡市	1	326	0	0
花巻市	7	11,809	1	100
北上市	10	15,628	0	0
遠野市	3	9,880	0	0
一関市	20	102,204	0	0
奥州市	4	3,893	0	0
金ケ崎町	5	20,178	0	0
住田町	3	17,035	3	18,016
合計	53	180,953	4	18,116

## 2. 追加接種



- 「岩手県手数料条例」に基づき、1頭・1回あたり310円
- 雌豚、候補豚、雄豚：初回接種から6か月後に1回、その後は年に1回接種（最大4回）
- 初回接種後に生まれた子豚：概ね50日齢程度の子豚を対象に月2回程度の頻度で接種
- 手数料の徴収方法：市町を通じて、岩手県収入証紙で納付

## 3. ワクチンだけでは豚熱を完全に予防できません



- 接種推奨地域でも豚熱の続発事例が確認されています
- ワクチンは、適切に接種しても十分に免疫を獲得できない豚が一定数存在します
- ウイルスの農場への侵入防止措置、特にワクチン接種前の感受性豚が多く存在する離乳豚舎等における措置の徹底が必要です

◇ 豚舎ごとの手指の洗浄・消毒や手袋の交換  
(飼養衛生管理基準項目 25)



◇ 豚舎ごとの専用の靴や衣服の交換 (項目 26)



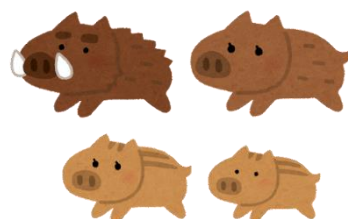
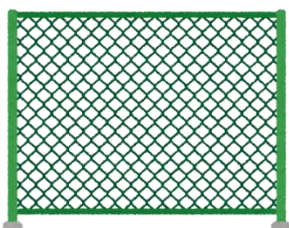
## 4. 野生いのししにおける豚熱等の検査状況(R3年度)

令和3年4～7月、岩手県全体で105頭（うち死亡いのしし2頭）の野生いのししを検査し、**全頭の陰性を確認**しました。詳しい検査状況は下記のとおりです。



地域	市町内訳	頭数
県南	花巻市	2
	北上市	0
	遠野市	1
	一関市	64
	奥州市	27
	平泉町	4
	住田町	1
	計	97
県央地域		5 (死亡 2)
県北地域		1
計		105

引き続き、**飼養衛生管理基準の遵守の再徹底、**  
**特に野生動物対策の徹底**をお願いします。



# 家畜の暑さ対策をしましょう！

大家畜課 衛生担当

今年は例年より早い梅雨明けとなり、暑さの厳しい時期になってまいりました。気象庁の3か月予報でも、平均気温が全国的に例年よりも高くなるとの見通しが示されています。暑熱は、家畜の生産性だけでなく、繁殖性にも大きな影響を与えます。健康で過ごせるような環境作りをして、今後のさらなる暑さに備えましょう。

## ★ 対策のポイント

(1) 畜舎内温度に注意し、換気・通風を行いましょう。

換気扇、扇風機、ポリダクト等の送風・通風器具を使用して、家畜の体感温度の低下に努めましょう。

(2) 密飼いを避けましょう。

(3) 低温で新鮮な水を常に十分飲水できるようにしましょう。

(4) 畜舎内外及び畜体に散水・放水を行いましょう。

(5) アブ、ハエ等衛生害虫への対策により、家畜のストレスを軽減しまししょう。

(6) 補助飼料やミネラルを与えて、健康な状態を維持しまししょう。

(7) パドック等には日除けを設けまししょう。

放牧をする時は、庇蔭林のある牧区を使うか、できるだけ涼しい時間帯に行くようにしまししょう。

(8) 行動をよく監視し、異常畜の早期発見・早期治療に努めまししょう。

## ☆ 人も暑さに注意！

農作業中の熱中症による死亡事故は、7～8月に集中しています。今後、最も熱中症リスクの高い時期に入りますので、日々の体調管理に一段と気をつけるようにして、こまめな水分補給に心掛け、家畜だけではなく、人も十分に対策をして作業にあたりまししょう。

## ★ 家畜も、人も、異常の早期発見、早期対応を！！



ダクト  
換気



畜舎屋根  
への石灰  
塗布

# 牛伝染性リンパ腫対策に取り組む農場の声

大家畜課 衛生担当

牛伝染性リンパ腫（BL）の発生頭数は年々増え、当所管内では年間 150 頭以上の届出があり、その被害総額は1億円以上と試算されます。

BLは、ウイルス感染によって全身に悪性腫瘍を呈し最終的に死に至りますが、感染牛のうち発症する個体は、わずか5%程度で、取組の成果が把握しにくく継続的な対策が困難な病気です。

当所では、BLと診断した農場に対策を呼び掛け、取組農場に技術的な支援をしています。近年、前向きに対策に取り組む農場が増えています。また、過去に発生がなくとも自主的に取り組む農場や、地域ぐるみで取り組む事例もあります。

ここで実際に対策を行っている農場の声をご紹介します。

## 発生農場 A さん（繁殖農場、繁殖牛 100 頭以上）

この規模で清浄化は難しいとは思っているが、これからの畜産の担い手のためにそれを目指していこうと思う。以前から子牛を早期母子分離しているのも、子牛への感染リスクの低減のために今後も継続していきたい。

## 発生農場 B さん（酪農場、繋ぎ飼い、搾乳 30 頭）

牛舎内で分離飼養をするのが難しいため、牛に着用させる「アブ防除ジャケット」による対策を行った。搾乳時の邪魔になることもなく、牛体も綺麗に保てたので、良かった。



アブ防除ジャケット

## 未発生農場 C さん（繁殖農場、繁殖牛 20 頭）

発生したことはないが、検査してみると感染牛がいて驚いた。感染牛は全部発症するわけではないので、感染牛とはうまく付き合いながら、若い未感染牛に感染させないように取り組んでいきたい。

## 地域での取組を主導する D さん（繁殖農場、繁殖牛 100 頭以上）

自身は発生農場であり、分離飼養、早期母子分離等出来る対策を講じている。地域の飼養者にも出来る対策から始めてもらい、地域のブランドカの向上を図っていきたい。



早期母子分離のためのハッチ



# 死亡牛は速やかに保冷保管施設へ！

大家畜課 防疫担当

BSE 対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）に基づき、96 か月齢以上の死亡牛は牛海綿状脳症（BSE）検査の受検が義務化されています。

気温が高い時期に死亡し、搬入が遅れた牛は、**BSE 検査材料となる脳が融解**し、BSE 検査に支障をきたします。また、**腐敗した死亡牛は、業者の受け入れ・運搬を拒否される**こともあります。

牛が死亡した場合は、速やかに**獣医師の検案**を受け、保冷保管施設に搬入しましょう。

その際、**個体識別耳標が必ず装着されていること**をご確認ください。

月別の脳融解発生率（令和 2 年度）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
融解率 (%)	21.2	45.7	41.7	46.9	55.6	42.5	35.0	10.5	6.7	16.7	20.5	26.7

県南保冷保管施設：胆沢郡金ヶ崎町西根和光 87 番 2（Tel：0197-47-6231）

## 検案をされる獣医師の皆さまへ

死体を搬入する際の、「死亡診断書」に、BSE 検査の必要／不必要の記載をお願いしておりますが、記載の不備が散見されます。死亡診断書の記載においては、今一度以下の事項の確認をお願いします。

- (1) 月齢の記載（生年月日）
- (2) 死亡牛 BSE 検査の対象か否か

### BSE 検査の対象となる死亡牛とは

- ① 96 か月齢以上の死亡牛
- ② 48 か月齢以上の起立不能を示す死亡牛  
例：死亡前に歩行困難、起立不能などであった牛
- ③ 全月齢で BSE を疑う症状のある死亡牛  
例：興奮しやすい、音や光・接触等への過敏な反応、牛群内での序列の変化、搾乳時の持続的な蹴り、頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し、扉や柵等の障害物におけるためらいなどの行動変化があった牛
- ④ 家畜伝染病（法定伝染病、届出伝染病）の患畜及びその疑いがある 48 ヶ月齢以上の死亡牛  
例：牛伝染性リンパ腫や牛ウイルス性下痢ウイルス持続感染牛等の届出伝染病と診断された牛（その疑いがある牛）。

# 堆肥舎等への防鳥ネットの設置は進んでいますか？

中小家畜課

令和2年6月に飼養衛生管理基準が改正されましたが、「堆肥舎等への野生動物の侵入防止のためのネット等の設置（項目24）」についての適用日（令和3年10月1日）が目前に迫っています。また、昨年度のヨーロッパ等の発生状況から、今年の冬も、昨年のような高病原性鳥インフルエンザの国内発生が心配されています。

日頃の飼養管理に加え、暑熱対応や害虫対応等の作業も増えて忙しい時期ではありますが、堆肥舎等へのネットの設置も含め、万全の体制でシーズンが迎えられるよう、準備を進めましょう。

## ◆ ネット設置の対象となる具体的な施設は？

これまでの対象とされていた家きん舎に加え、飼養衛生管理区域内における3つの施設が対象となります。各農場の該当施設がネット等設置の対象となるかどうかのポイントは、「病原体の汚染源・感染源となり得るか」です。

### 1 堆肥舎（鶏糞倉庫）

鶏糞を目あてに野生動物が集まり、汚染源となる鶏糞の持ち出しによる拡大を防ぐ対策として非常に重要です。

鶏糞ボイラーを併設している場合は、ボイラーそのものは鶏糞を密閉しているため、ボイラー倉庫と鶏糞倉庫が壁やネット等で完全に分離されていれば設置は不要です。



### 2 飼料保管庫

エサを目当てに集まる野生動物を減らす対策として非常に重要です。

また、侵入した野生動物を介した飼料の汚染による農場への侵入を防止するためにも重要です。

### 3 資材保管庫

鶏を飼養している鶏舎に持ち込む資材（餌箱や水飲み等）は、感染源となりますので、これらを保管している倉庫は設置の対象になります。

## ◆ 資材や機材を室内に保管できない場合は？

鶏糞などの汚れを洗浄し、保管場所周辺の定期的な消毒やシートで被う等の汚染防止対策を実施したうえで保管しましょう。

## ◆ 点検・修繕も定期的に！

設置後も安心せず、定期的な点検を行いましょう。飼料や集卵ベルト等の鶏舎への侵入口の間は、特に気を付けましょう。

破損が見つかった場合は、なるべく早く修理しましょう。ガムテープやビニール素材の資材等での応急補修を行って穴を塞ぎ、必ず修理しましょう。

# 畜産補助事業に飼養衛生管理に係るクロス・コンプライアンスが導入されます

中小家畜課 企画担当

クロス・コンプライアンス（交差要件）という政策用語をご存知でしょうか？

クロス・コンプライアンスとは、ある施策による支払いについて、別の施策によって設けられた要件の達成を求める手法のことです。

昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）や豚熱（CSF）の大流行を鑑み、国は畜産振興の助成について、家畜衛生上の法律等の遵守を要件とすることを盛り込みました。

具体的には、養豚・養鶏にかかる畜産クラスター事業に関する法令・規定に家畜伝染病予防法も含まれることを明確にし、飼養衛生管理基準の遵守状況及び埋却地等の確保状況の確認を必須要件としたのです。

## Q なぜクロス・コンプライアンスが導入されたのか？

国は、現状の飼養管理状況に危機感を持っており、

- HPAI、CSF の発生が続く要因として、飼養衛生管理基準が遵守されておらず、より一層の遵守を図っていく必要がある
- 規模拡大を行う事業計画については、埋却地等の確保や飼養衛生管理基準に関する確認が必要であるとの認識です。

## Q 全畜種が対象となるのか？

当面、養豚・養鶏を対象とすることとしていますが、他畜種にも同じ考えで徹底するよう通知されています

詳細は管轄の広域振興局等にお問い合わせください。

**畜産補助事業の要件に関わらず飼養者の責務として、飼養衛生管理基準の遵守に努めましょう！**



車両消毒



専用衣服・長靴



手指の消毒



各種記録

〒023-0003 岩手県奥州市水沢佐倉河字東館 41-1

岩手県南家畜保健衛生所 Tel 0197-23-3531 Fax 0197-23-3593

岩手県南家畜衛生推進協議会 Tel 0197-24-5532 Fax 0197-23-6988